

公立大学法人熊本県立大学職員の職務に係る倫理に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公立大学法人熊本県立大学職員就業規則第36条及び公立大学法人熊本県立大学非常勤職員等就業規則第23条の規定に基づき、公立大学法人熊本県立大学（以下「大学法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって大学法人の業務に対する社会からの信頼を確保することを目的とする。

(事業者等)

第2条 この規則において「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

(利害関係者)

第3条 この規則において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 売買、賃借、請負その他の契約に係る事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

(2) 入学試験における合格者の決定に係る事務 熊本県立大学への入学を志願する者及びその関係者

(3) 単位認定（進級認定、卒業、修了認定を含む。）における単位取得の決定に係る事務 単位認定を受けようとする学生及びその関係者

(4) 職員として採用する者の決定に係る事務 大学法人に職員として採用を希望する者及びその関係者

(5) 学生及び職員の不利益の決定に係る事務 当該不利益の対象となる学生及び職員

2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職務に係る当該職員の利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

3 他の職員の利害関係者が、自己の利益を図るため職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

4 第1項第2号から第5号までに係る当該事務が決定した時点をもって利害関係が消滅する。

(倫理行動基準)

第4条 職員は、大学法人の職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 職員は、法令及び大学法人の諸規則により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の社会からの疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が大学法人の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(禁止行為等)

第5条 職員は、利害関係者との関係において、公正な職務の執行に対する社会からの疑惑や不信を招くような、供応接待又は財産上の利益の供与を受ける等の行為を行ってはならない。利害関係者をして、第三者に対し同様の行為を行わせてもならない。

- 2 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある利害関係者との間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する社会からの疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前項の行為を行うことができる。
- 3 職員は、前2項の公正な職務の執行に対する社会からの疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、理事長に相談し、その指示に従うものとする。
- 4 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

(贈与等の報告)

第6条 管理職は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理職の地位にある

職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき5千円を超える場合に限る。)は、その都度、贈与等報告書(別紙様式第1号)を、14日以内に、理事長に提出しなければならない。

(報酬)

第7条 前条にいう報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等のうち、職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等の報酬

(理事長への相談)

第8条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が、第5条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、理事長に相談するものとする。

(理事長の責務)

第9条 理事長は、この規則に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 職員からの第14条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 贈与等報告書の受理及び保存のための体制の整備を行うこと。
- (3) 職員が特定の者と社会からの疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- (4) 職員が法令若しくはこの規則に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- (5) 職員がこの規則に違反する行為について理事長又は管理職等に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、職員の職務に係る倫理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。